

北九州市防犯カメラシステム管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市危機管理室が設置する「北九州市繁華街防犯カメラシステム及び北九州市駅周辺防犯カメラシステム」(以下、「防犯カメラ」という。)の管理運用に関し必要事項を定めるものとする。

2 管理責任者等は、防犯カメラの運用管理に当たって、個人情報保護に関する法律に定めるもののほか、北九州市個人情報保護に関する法律施行条例(以下、「法令等」という。)及び北九州市情報公開条例の規定を遵守し、適正かつ効果的な運用管理を行うとともに個人のプライバシー保護等に十分な配慮を行うものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラは、市内における各種犯罪の発生抑止に資するため設置する。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な管理運用を図るため「管理責任者」を置く。管理責任者は危機管理室安全・安心都市整備担当課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの操作その他の事務を補助するため「取扱責任者」を指定する。取扱責任者は、危機管理室暴力団排除担当課長、安全・安心推進課都市整備係長及び安全・安心推進課暴力団排除担当係長をもって充てる。管理責任者及び取扱責任者が操作をできない場合は、管理責任者が臨時に指定した者(本市職員に限る。)が操作を行うことができる。

(設置の場所等)

第4条 防犯カメラの設置及び表示等について次のとおり定める。

(1) 防犯カメラは、別表1に定める場所に設置する。

(2) 防犯カメラは、各設置箇所の撮影区域の見やすい位置に、別表2を基準として「防犯カメラ作動中及び防犯カメラ設置管理者」を表示する。

(撮影画像その他撮影情報の管理)

第5条 防犯カメラの撮影画像その他撮影情報の管理については、次に定めるところによる。

- (1) ネットワーク型の録画装置の保管場所は、耐震構造・無停電電源装置・空調管理等の設備を有し、かつ厳重なセキュリティシステムにより管理された施設に保管する。スタンドアロン型の録画装置の保管場所は、耐熱・防水・防塵等の設備を有し、かつ、第三者が安易に画像データの送信及び加工等ができない施設に保管する。
- (2) 録画装置については管理責任者、取扱責任者以外の者は、「本市が運用保守を委託する事業者のうち運用保守に係る責任者及びその補助者」(以下「保守業者」という。)が運用保守の範囲内で操作を行う場合を除き、操作を行えないものとする。
- (3) ネットワーク型の録画装置に保管された撮影画像及びその他撮影情報等の操作を実施するため、北九州市市庁舎(小倉北区域内1番1号)に集中管理室を設置し、録画装置の保管場所と集中管理室の間は、物理的に公衆回線と分離された北九州市専用線により接続する。
- (4) 北九州市専用線については北九州市地域情報ネットワークの回線を利用するものとし、撮影画像等の操作については、本市の他業務からはアクセスが不能なネットワーク設定を行う。
- (5) 集中管理室はモニターによる常時監視を行わず常時施錠、操作用端末の電源遮断及び操作用端末起動時のセキュリティパスワード設定を行い、操作用端末の起動時に限り管理責任者、取扱責任者その他管理責任者が認めた者が入室を行うものとする。よってこれ以外の者は委託契約の範囲内で保守業者が入室・操作する場合を除いて、立ち入りを認めない。
- (6) 録画装置の撮影映像その他撮影情報の保存期間は7日間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。管理責任者は保存期間を延長した場合は、その理由を記録しなければならない。
- (7) 保存期間を経過した撮影映像その他撮影情報については、重ね撮り等により速やかにかつ確実に消去する技術を記録装置側に設定する。また、録画された記録

装置を廃棄する場合は、管理責任者を含む複数人で完全に記録内容が消去されたことを確認のうえ行うものとする。

(撮影情報の管理及び情報提供)

第6条 管理責任者等は、防犯カメラで撮影した記録映像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合以外は、第三者への情報提供を行わない。

(1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

(3) その他法令に基づく照会があった場合

2 前項第1号に基づく情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行うものとする。

3 撮影画像その他撮影情報の提供を実施した場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供したデータ内容等を記録しなければならない。

(苦情処理)

第7条 本市が防犯カメラの設置、管理、運用に関し苦情を受理したときは迅速かつ誠実に対応を実施するものとする。

(管理運用状況等の公表)

第8条 管理責任者は管理運用状況等を常に把握し、年に1回以上、運用状況・情報提供状況等を本市ホームページ上で公開しなければならない。

付 則

この要領は、平成25年3月29日より実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、平成27年10月1日より実施する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日より実施する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日より実施する。